定価格の制限の範囲内である入札者の中から、実施要項で定める方法により落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無

⑼　その他　詳細は入札説明書、実施要項、仕様書による。

○第２号

１　調達内容

⑴　調達件名　東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務

⑵　調達件名の特質等　入札説明書及び東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）による。

⑶　契約期間　平成24年４月１日から平成27年３月31日まで

⑷　履行場所　東京都中央区京橋３－７－６　東京国立近代美術館フィルムセンター

⑸　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、参加資格を満たしていることを証明する書類（以下「入札参加表明書等」という。）、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務（以下「本件業務」という。）の総合評価のための具体的方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を提出することとする。また、入札参加者は本件業務に必要な一切の経費について、入札書に記載の上、提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加者資格

⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成23年度の関東甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。

⑶　入札参加者は、単独で本件業務が担えない場合は、適正に本件業務を遂行できる共同事業体（本件業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合の扱いは、以下のとおりとする。

ア　入札書類提出時までに共同事業体を結成し代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。

なお、代表者は本件業務に関する美術館との間で行われる報告、調査、指示等の一切の業務について、構成員を代表し又は代理して、その責任において行うものとする。

イ　代表者がやむを得ない事由により本件業務の遂行が不可能になった場合に備えて、共同事業体の構成員の中に、万一の場合の代表者の役割を代行する者を含むものとする。

ウ　参加に際しては、当該共同事業体の代表者及び他の構成員の役割、責任の分担、代表者の役割を代行する構成員並びに構成員が共同事業体の業務について連帯して責任を負う旨を明記した協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類と併せて提出すること。

エ　共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体として入札する場合は、以下の⑷及び⑸については、当該業務を実施する者が満たしているものとし、その他の要件については全ての構成員が満たしているものとする。

⑷　建築設備維持管理業務を担当する者は、次の基準を満たすこと。

ア　平成13年４月１日以降に同一の同種施設で１年を超える当該業務と類似する業務実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

同種施設

・建物用途：美術館等の用途に供するもの。美術館等とは、博物館、科学館、美術館、資料館、体験館等の常設展示を行う施設とする（展示ケースや書架のみの施設は除く。）

・建物規模：美術館等の延床面積が、6,000㎡以上であること。美術館等の面積とは当該用途に直接的かつ専用で使用している部分を指し、他の用途に供する部分と共用となっている部分は含まない。

イ　次に掲げる基準を満たす建築設備維持管理業務担当者を当該業務に配置できること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、建築設備維持管理業務担当者を決定できないことにより複数名の候補者をもって配置予定の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても以下に示す基準を満たしていなければならない。

平成13年４月１日以降に、同一の同種施設で当該業務に類似する業務において、１年を超える統括責任者の経験又は３年を超える担当者の経験を有する実績があること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

※　統括責任者とは本件業務の実施について全般を統括する者をいう。

ウ　建築設備維持管理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、少なくとも一者がア及びイを満たしていること。

⑸　運営支援業務を担当する者は次の基準を満たすこと。

２⑷ア～ウと同様とする。なお、「建築設備維持管理業務」は「運営支援業務」と読み替えることとする。

⑹　上映関係業務を担当する者は、次の基準を満たすこと。

ア　映画フィルムの現像所を有していること、又はフィルムアーカイブ施設での上映実績が２年以上あること。

イ　次に掲げる基準を満たす映写技師を上映関係業務に配置できること。

入札参加表明に係る資料提出時点において、映写技師を決定できない場合は複数名の候補者をもって入札に必要な書類を提出することは差し支えない。ただし、いずれの候補者についても以下に示す基準を満たしていなければならない。

なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

・基準：

Ａ　映画上映にかかる映写機器、映像機器及び音響機器等（以下「映写機器等」という。）並びに８㎜、16㎜、35㎜及び70㎜等の映画フィルム（以下「映画フィルム」という。）及び映画フィルム以外の映像素材に関する専門知識を有していること。

Ｂ　平成13年４月１日以降に、同一の同種施設で、映写機器等及び映画フィルムを用いた以下に掲げる映写方式による映画等の上映について、５年を超える経験を有する実績があること。ただし、専門学校において同種の専門的な学習を行った者は、これを経験年数に含めることができる。

※　同種施設：フィルムアーカイブ施設、映画フィルム現像所等

※　映写方式：手動切替による２台交互連続映写

⑺　提案書に示した業務内容を契約期間満了までの間、確実に実行し完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは当該契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。